

たっぷスイミングとりでスクール会則

第1条 名称

本施設はたっぷスイミングとりでスクールと称します。(以下「本スクール」といいます)

第2条 スクール所在地

本スクール所在地は茨城県取手市稲791に置きます。

第3条 運営

本スクールの運営・管理は「株式会社たっぷとりで」(以下「会社」という)が行います。

第4条 目的

入会者が本スクールの施設を利用することで健全な心身の育成、健康維持・増進を図り会員相互の親睦を深めること、スポーツの振興をはかることを目的とします。

第5条 会員資格

本スクールは原則的に会員制を導入しております。「下記の項目に該当する方は入会できない場合があります。但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く。」

1. 刺青・タトゥーもしくは刺青シールのある方。
2. 法定伝染病感染者および伝染性疾患の疑いのある方。
3. 心臓病および精神疾患(既往歴も含む)で現在治療中の方。
4. てんかん等卒倒性体質者。
5. 暴力団関係者および反社会勢力団体とみなされる方。
6. 医師の診断により運動(身体活動)を著しく制限されている方。
7. その他本スクールが不適切と認める方は入会をお断りしています。

第6条 会員

1. 上記の条文を踏まえ、本スクールの会則及びその他のスクールが定めた事項を承認し所定の入会手続きを完了した方には、会員証を発行いたします。
2. 会員の方は来館時に会員証の提示義務がございます。
3. 会員の種類は別途会員区分コース表に定める通りとなります。

第7条 入会手続き

本スクールの会則に同意した上で、以下の手続きを行っていただきます。

1. 本スクール受付にてご本人、又は保護者により別途定める必要な物をご持参のうえ、所定申込用紙にて申し込みを行い、入会金及びその他の諸費用を指定した方法で納入することにより入会手続きが完了します。
2. 会員区分により本スクール指定の水着・キャップ・バックの購入と着用をさせていただきます。
3. 保護者は本会則に基づいて責任をスクール生本人と連帯して負っていただきます。

第8条 月会費

1. 入会時を除いて、毎月27日(契約金融機関)に翌月分の会費を口座より自動振替致します。
(※27日が契約金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。)

第9条 入会金

1. 入会時に納入し、会員資格が失効時まで有効とし一旦納入した入会金は返還しません。
2. 期間限定のキャンペーン、ご紹介または、1年以内の再入会に限り入会金の免除および割引が適用されます。

第10条 年間施設費

年間施設費(施設賠償保険料も含む)は毎年3月27日に月会費と同時に自動振替致します。入会契約締結及び履行のための退会時には在籍期間を問わず返還しません。

第11条 休会・コース変更

1. 会員が自己都合により休会(1ヶ月単位)または、コース変更(現コースから他のコースへ変更)する場合には変更希望月の前月の第1週練習土曜日迄に所定の用紙に記入のうえ受付に提出してください。
2. 休会費は別途定めた金額を納入して頂きます。

第12条 退会

1. 本スクールを退会される場合、退会希望月の第1週練習土曜日迄に所定の用紙に記入のうえ会員証を付帯し受付に提出することにより、その月限りで退会することができます。
2. 期日後の退会届提出は翌月会費を納入していただくこととなります。
3. 電話等口頭での退会は受け付けられませんのでご注意ください。
4. 本スクールが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。
5. 都合により契約者が手続きにこられない場合には代理人の方でも可能です。
6. 3ヶ月以上の連絡の途絶、月会費の未納の場合は、全納した後にスクール規約退会となります。

第13条 諸会費・諸料金

1. 一旦納入した入会金及び会費等は理由の如何を問わず返還しません。
2. 利用回数の有無に関わらず、退会手続きが完了する迄は、月会費のお支払いが必要となります。

第14条 会員資格の譲渡、貸与

1. 会員は、如何なる場合にも、その会員資格を他に譲渡または貸与することはできません。

第15条 資格停止・除名

本スクールは会員が次の各号の1つに該当すると認められた場合には、会員資格の一時停止又除名することができます。

1. 本スクールの会則に違反した場合。
2. 飲酒・薬物（禁止薬物）などを服用し来館した場合。
3. 故意に施設の備品・機械などを傷つけ、他の会員を中傷した場合。
4. 罵声などを発し他の利用者を威嚇した場合。
5. 施設職員（指導スタッフも含む）の再三の注意を無視し秩序を乱した場合。
6. 本スクールの定める会費・諸費用につき3ヶ月以上滞納した場合。（除名以前の会費・諸費用はすべて納入していただきます）

第16条 除名

次の各事項に該当する行為があった場合、その会員を本スクールから除名することができます。

1. 本会則、その他本スクールが定める諸規則に違反した場合。
2. 故意または重大な過失により、施設・設備を破損させた場合。
3. 会費等の滞納があり、所定の期間に支払いがない場合。
4. 本スクールの名誉を傷つけ秩序を乱し、本スクールの会員として相応しくない行為をした場合。
5. 入会に際し、虚偽の申告・記載があった場合。
6. 他会員へのいじめ・暴力・金銭の強要などの行為、または他の会員に対する危険・迷惑行為があった場合。
8. その他会員としてふさわしくない言動があり、本スクールがそれを認めた場合。

第17条 損害賠償

1. 本スクールの施設利用に際して本人又は第三者に生じた人的・物的事故については、本スクールは一切損害賠償の責を負いません。但し、本スクールの調査により本スクールに過失があると認められた場合には、本スクールは一定の補償をするものとします。
2. 会員が本スクールの施設利用に際して会社、施設スタッフまたは第三者に損害を与えた場合には、会員又は親権者が速やかにその賠償の責に任じるものとします。

第18条 事故

会員は自己の責任において本スクールの施設を利用するものとし、施設内で定められた利用時間内に万一事故が発生した場合は、速やかに対処し適切な処置を施します。また、下記の理由等で事故が発生した場合本スクールは一切責任を負わないものとします。

1. 指導員（スタッフ）の指示に従わず発生した場合。
2. 体調不良・飲酒・薬物等が原因で発生した場合。
3. 持病（既往歴も含む）が原因で発生した場合。
4. 会員同士のトラブルが原因で発生した事故の場合。
5. 駐車場においてのトラブル、盗難や事故の場合
6. その他、本スクールに故意または重過失がない限り、責任は負いません。

第19条 施設の廃止・利用制限

本スクールは次の理由により一部又は全部を閉鎖することができます。これにより会費等の支払い義務の軽減・免除されることはなく、また会費等は返還されません。尚、会員に対する補償はありません。

1. 台風その他異常気象、災害、地震、社会情勢、近隣の事故等で本スクールの業務遂行に支障がある場合。
2. 施設の増改築・修繕、または点検などやむを得ない場合。
3. 経営上重大な事由が発生した場合。
4. 各研修・特別行事を開催する場合。

第20条 営業・休業

1. 本スクールは、月4週制とし、原則として毎週日曜日・祝祭日を休館日とします。営業日、営業時間は定められた年間スケジュール(毎年更新)によるものとします。
2. 本スクールは別途予め指定している施設点検日を休館とします。
3. 施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合などは予め掲示することなく一部又は全部の施設を休業することができます。
4. 気象庁より大雪、台風及び大雨洪水注意警報発令のため危険と判断した場合には臨時休館とする。

第21条 指導日時および指導内容

1. 本スクールの各コースの会員は、会員区分表、レッスンスケジュールに記載された曜日、時間、回数に指導を受けることができます。
2. 指導内容は、別紙に定めるレッスンスケジュールによります。
3. 自己都合により欠席する場合にはその際の振替練習はありません。
4. モーニング会員は短期水泳教室時に利用時間を変更する場合があります。
5. 成人レッスンでは、やむを得ない事由が発生した場合には、休講することがあります。
6. 各コース開始時間を過ぎての参加はできません。

第22条 スクールバス

1. スクールバス利用の場合はバス管理協力費を会費と同時に納入していただきます。
2. スクールバス運行コース、時間は定められたスクールバス時刻表によるものとします。
3. 利用者はバスパスポートを必ず携帯し、運転手の指示に従い安全に乗降してください。
4. 利用者は事前に登録してあるコース、バス停で乗降とし、それ以外でのコース、バス停では利用はできないものとします。
5. 利用開始、利用停止、変更する際には、変更希望月の前月の第1週練習土曜日迄に所定の用紙に記入のうえ受付に提出してください。
6. 登録曜日に利用をしない場合は本スクールへ連絡するものとします。
7. 登録曜日以外で利用ができるコースでは、別途定める予約時間に連絡することで空席があれば利用できるものとします。
8. 休会時の場合のバス管理協力費の納入はありません。
9. 気象庁より大雪、台風及び大雨洪水注意警報発令のため危険と判断した場合はバスは運行しません。

第23条 禁止事項・違反行為の禁止

会員は本会則及びスクールの諸規則を遵守しなければなりません。また、施設の利用について、本スクールの指示に従わなければなりません。よって、以下の行為は、禁止、又は違反行為とみなします。

1. 会員や施設スタッフを誹謗・中傷すること。
2. 本スクールの器具、備品の破損や備え付けの持ち出し。
3. 痴漢・のそき・露出等、法令や公序良俗に反する行為。
4. 高額な金銭・ゲーム、ガード等の館内の持ち込み。
5. 物品販売や営業行為、金銭の貸借、営利・非営利を問わず勧誘行為、政治活動、署名活動。
6. 本会則に定めないスクール運営事項については、施設内掲示あるいは利用案内または会社が別途定め規則に定めます。

第24条 盗難・紛失及び忘れ物

本スクールは、本施設内で生じた盗難・紛失及び忘れ物について次のとおりとします。尚、会員に同伴した保護者に対しても同様に適用されます。

1. 会員の本施設内で生じた盗難・紛失及び忘れ物については、本スクールは一切の損害賠償の責を負いません。
2. 本施設に設置してあるロッカー、靴箱についても会員自身の責任と負担により、これを利用するものとし、収納物の盗難・毀損その他について、本スクールは一切の損害賠償・保障等の責を負いません。
3. 忘れ物・放置物については、本スクールが定める保管期間は一ヶ月とし、保管経過期間経過後は、本スクールは会員が所有権を放棄したとみなすことができ、廃棄等の処分を行うことができるものとします。但し、腐敗等安全衛生上の問題が生じる恐れがある場合、本スクールは、期間経過前であっても処分を行うことができるものとします。

第25条 会員の変更事項

1. 会員は、住所または連絡先など入会申込時の記載事項に変更が生じた場合には速やかに所定の用紙に記入のうえ受付に提出してください。
2. 連絡先の変更を怠った場合は、会社からの通知、連絡が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議はないものとします。

第26条 個人情報保護に関する指針

本スクール入会及び施設の利用に伴い、会員の個人情報を入会申込書等でご提供いただきますが、会員の個人情報の保護と取り扱いについて厳重に管理します。

第27条 諸費用の改正

本スクールは本会則に基づいて会員が負担すべく諸費用を、社会情勢・経済状況の変動に応じて改定することがあります。

第28条 細則

本会則に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本スクールが定めるものとします。

第29条 改正

本会則の改正及び変更は本スクールが必要に応じて行うものとし、その効力は当該改正及び変更時に在籍するすべての会員に及ぶものとします。

第30条 附則

1. 本規約及び細則の改正及び変更等は、本スクールが必要に応じてこれを行うものとし、その効力は全会員に及ぶものとします。
2. 前項の改正・変更等を行う場合は、原則として1ヶ月前までにその内容を本スクールのホームページに告知し、変更後の規約及び本スクールが別途定めた細則を公表します。
3. 本会則は平成27年1月1日より施行します。